

## 災害に伴う工事等の一時中止措置について（お知らせ）

令和3年8月18日  
技術企画課

令和3年7月及び8月の豪雨災害への対応は、当面の間、優先して行う必要があります。その為には建設事業者の皆様や建設コンサルタントの皆様の協力は不可欠です。ついては、契約中の工事及び業務委託（以下「工事等」という。）に係る一時中止の措置を次のとおり対応しますので、一時中止が必要な場合は発注者に申し出てください。

### 1 工事等の一時中止について

#### (1) 災害対応を優先して行うための工事等の一時中止

契約約款において、発注者が必要と認めるときは工事等の一時中止ができることになっています。受注者が災害対応を行う必要がある場合には、受注者の意向も踏まえ、工事等の一時中止の措置を行います。

#### (2) 施工できなくなった工事に係る一時中止

契約約款において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事を一時中止することになっています。今回の豪雨災害において施工できなくなった工事については一時中止の措置を行います。

### 2 工事（業務）打合せ簿について

当面の災害対応を優先して行うための工事等の一時中止を行う場合は、次の記載例を参考とし、工事（業務）打合せ簿を提出してください。

#### (1) 一時中止を開始する際の記載例

（建設工事の場合）

相手方※1	内容	災害対応を開始した日
広島県	応急復旧工事	R3.○.○から
中国地方整備局	〃	R3.○.○から
〇〇市	〃	R3.○.○から

※1 国交省・市町等の対応分も含める。

（業務委託の場合）

相手方	内容	災害対応を開始した日
広島県	測量・設計	R3.○.○から
中国地方整備局	〃	R3.○.○から
〇〇市	〃	R3.○.○から

(2) 一時中止を終了する際の記載例

(建設工事の場合)

相手方	内容	災害対応を開始した日
広島県	応急復旧工事	R3.〇.〇から R3.〇.〇まで
中国地方整備局	〃	R3.〇.〇から R3.〇.〇まで
〇〇市	〃	R3.〇.〇から R3.〇.〇まで

(業務委託の場合)

相手方	内容	災害対応を実施した期間
広島県	測量・設計	R3.〇.〇から R3.〇.〇まで
中国地方整備局	〃	R3.〇.〇から R3.〇.〇まで
〇〇市	〃	R3.〇.〇から R3.〇.〇まで